

えっ!! インボイス制度 って 私にも関係あるの?

令和5年10月から
始まります!

こんな疑問お持ちの方

- インボイスって自分にも**関係**あるのかな…
- **登録申請**するかどうか、どう判断したらいいの?

インボイス制度とは?

- ▶ 買手は、消費税の仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

事業者の方へ

販売(売上)先に事業者がある方は、インボイス発行事業者になることを検討する必要があります。

岡山商工会議所共催
説明会開催日

消費税の基本的な仕組みからインボイス制度までわかりやすくご説明します。
経済産業局から講師を招き、インボイス制度に関連する補助金についてもご説明します。

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和4年11月15日(火)	13:30~15:30	各70名	岡山商工会議所 4F 大会議室 (岡山市北区厚生町3丁目1-15) ※駐車場は、有料です。
令和4年11月16日(水)	9:30~11:30		
令和4年11月16日(水)	13:30~15:30		
令和4年11月17日(木)	9:30~11:30		
令和4年11月17日(木)	13:30~15:30		

※ 電話により、事前に予約をお願いします。

(予約連絡先) 岡山東税務署 個人課税第一部門 電話 086-225-3145 (直通)
岡山西税務署 個人課税第一部門 電話 086-254-3417 (直通)

※ 当日、スマホによる登録申請が可能です。希望される方は、マイナンバーカードをご持参ください。